

## 「会津若松市地域福祉計画（案）」に対する市民意見公募制度（パブリックコメント）の実施結果と市の考え方について

「会津若松市地域福祉計画」を策定するにあたり、市民意見公募制度（パブリックコメント）を実施しました。つきましては、その結果と提出されたご意見に対する市の考え方を公表します。なお、ご提出いただいたご意見等は、趣旨を損なわない程度で要約させていただいております。

### 1 集計結果等

#### (1) 意見募集期間

平成28年2月1日（月）～ 平成28年3月1日（火）

#### (2) 提出方法、提出人数及び意見の数

提出方法	提出人数（人）	意見の件数（件）
持参	2	8
郵送	0	0
ファックス	0	0
電子メール	0	0
合 計	2	8

## 2 市民意見の概要と市の考え方

No.	項	該当項目	意見の主な内容	市の考え方
1	3	第1章 計画策定にあたって 3 地域福祉計画の位置付け	<b>会津若松市役所の組織改編について</b> 地域福祉計画は、各部における個別計画や、地域防災計画等と連携を図る計画であり、その推進には組織の改変（合従連衡）が必要と思われます。計画では、市役所の各部局が関連する各地域における要望・意見（要支援者、空き家、買い物弱者、除雪の問題等）や、制度の狭間を解決するために社会福祉協議会等、民生委員等の関係機関や、町内会等の地域の団体の関与も必要になります。そこで、市役所組織の縦割りの弊害をなくし、情報の共有化を図るためにも、関係部署の柔軟な合従連衡が必要かと思料いたします。	地域福祉計画は、ご意見のとおり、既存制度の狭間にある問題を解決するために、各福祉分野を始め、生活に関連した個別計画との連携を図りながら推進する必要性が高い計画です。 そのため、市役所内部においても、各個別計画を推進する部局との連携を密にし、制度の狭間の問題に対応できるような情報共有体制の構築や解決手法を検討するために関係機関等も交えた協議の場をつくる必要性が高いと考えておりますので、計画の推進にあたっては、まずは、こうした考え方を庁内で共有してまいります。
2	4	第1章 計画策定にあたって 3 地域福祉計画の位置付け	<b>I C T弱者への対応について</b> 現在、市ではスマートシティを目指し、「会津若松+」の取り組みなどを進めていますが、I C T弱者と思われる高齢者に向け、本計画や市の方向性をどのように広報、対応するのか考えをお示しいただきたい。	計画の策定段階で実施した地域懇談会や、地域活動団体との車座トークにおいても、I C Tを活用しての周知広報のみでなく、紙媒体や回覧板等や、出前講座等による周知を並行して行うことの必要性に関するご意見をいただいておりますので、今後につきましても、そうしたご意見を踏まえた周知広報に努めてまいります。
3	5	第1章 計画策定にあたって 4 計画期間	<b>計画の進捗状況と成果確認について</b> 計画期間は5ヶ年であっても、1年毎に情勢が変化してくると思われれます。計画の大筋に変更は無くても、毎年見直して計画の修正が必要になると思います。	現時点においては、計画の毎年の進捗状況を管理していくことにより、1年ごとの見直し・修正は行わない予定ですが、この計画は、5ヶ年経過後も、第2期、第3期と継続していく計画でありますので、社会情勢や国の動向等の変化につきましては、次期計画の策定作業の中で、反映させてまいりたいと考えています。
4	25	第2章 会津若松市の地域福祉を取り巻く現状 2 本市における現状と課題 (1) 地域福祉を取り巻く現状	<b>各地区の課題の抽出と解決策の協議</b> 市内各地区はおかれている情勢に違いがあり、課題もそれぞれ違いがあると思います。そこで、毎年民生委員、相談員、社協、地域包括支援センター、町内会、行政での意見交換会での課題の抽出や、解決に向けた協議も必要と思う。課題抽出の際の個人情報の問題もあり、柔軟な対応が必要と思料します。	今後は、具体的な地域課題を解決するために必要な仕組みづくりを進めてまいりたいと考えておりますが、進め方としましては、現在、市内においても、湊、門田、北会津、河東地区等で先行して行われている取り組みなどを参考に、モデル的に地域を選定し、実施するなど、庁内関係部局や、社会福祉協議会等と連携を図りながら、地域特性を踏まえた仕組みづくりを進めてまいります。

No.	項	該当項目	意見の主な内容	市の考え方
5	25	第2章 会津若松市の地域福祉を取り巻く現状 2 本市における現状と課題 (1) 地域福祉を取り巻く現状	<b>サロン活動の充実について</b> 当地区においても社協の支援を受けサロン活動を催行しています。町内各位のつながりも深くなり、効果は大きいと考えています。サロン活動への行政からの財政支援が重要。また小規模の地区割りでの活動は成果が大きいと考えられます。	市としましても、サロン活動は、地域住民の生きがいづくりや健康づくりに有効であり、さらには地域住民の支え合いによる地域福祉活動の基盤となる取り組みと認識しておりますので、今後につきましても社会福祉協議会との連携により、サロン活動が継続的に行われるような支援を行ってまいりたいと考えています。
6	35	第4章 基本施策とその展開 2 基本目標と基本施策	市の行政計画であるにも関わらず、基本施策の展開における行政の役割の表現方法として、「努めます」といった努力目標的な表現はおかしいのではないかと。	本計画の基本施策の展開における表現方法として、「行政が自らの責務で果たすべき施策」と、「行政が主導し、多様な主体との連携・協力を図りながら協働で推進すべき施策」とで、表現の使い分けを行っており、「努めます」といった表現については、後者の場合に限り、使用しています。
7	58	第6章 計画の推進 4 計画の推進体制	<b>本計画の推進に係る区長会、各町内会への働きかけについて</b> 町内会の規模や活動、住民意識は多種多様であることから、どのように町内への働きかけを行うかが重要と思料しています。町内会にはそれぞれの地区にあった具体的な施策が必要ではないでしょうか。	地域課題の解決に向けた仕組みづくりについては、ご意見のとおり、地区の実情は多種多様でありますので、まずは、モデル地区を選定し、取り組みを進めていくような手法が有効と考えております。また、本市においては、既に多くの地域で住民主体の取り組みが行われていることから、こうした事例を、他の地域においても参考としていただけるような周知や情報提供が必要と考えておりますので、講演会や出前講座等の実施により、理解促進に努めてまいります。
8	59	第6章 計画の推進 5 計画の進行管理	計画の進捗状況と成果確認について 計画では行政評価によるとありますが、地区別の行政評価と外部評価委員の評価もお願いいたします。	地域福祉計画は、地域課題の解決に向け、地域の特性を活かした仕組みづくりを行う上での市民、行政、社会福祉関係団体等の認識を共有するための指針となる全市的な計画であり、地区別の施策等を推進する性格の計画ではございませんので、現時点では地区別の進捗状況を管理する予定はありません。